

部会員各位

労務管理改善協力委員会事務局

4 月第 2 部会開催ご案内

「育児・介護休業法改正に伴う 職場のモタハラに関する法的知識と裁判例等について」

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件、下記のとおり開催いたしますので、万障お繰り合わせの上ご出席くださいますようご案内致します。

※育児・介護休業法が改正となりました。それに伴い、現在労働相談が急増しているモタニティハラ（モタハラ）に関する法律が強化されました。モタハラに関する法律、また該当する言動には何があるのか、さらに不利益とはどのような場合に認定されるのか等を学んで頂きます。法律改正により、モタハラを行った事業主だけでなく、上司や同僚も損害賠償等の対象となりますので、注意が必要となります。専門の特定社会保険労務士の先生に解説して頂きます。人事・労務ご担当者は是非ともご参加頂き、今後の参考にして頂ける内容であります。

尚、ご都合の悪い場合は代理の方をご派遣いただければ幸甚です。また、部会員以外の関係部署からの参加も承りますので、ご遠慮なさらず是非ともご参加を賜りますようお願いいたします。

誠に恐縮ですが、出欠の有無を下記出欠表にて 4 月 11 日（火）までに事務局宛ご一報下さい。

敬具

記

- 1、日 時 平成 29 年 4 月 18 日（火） 13：30～16：30
- 2、会 場 プラザ洞津 3 階『孔雀の間』（近鉄津新町駅下車、西へ徒歩 3 分）
津市新町 1-6-28 TEL 059-227-3291
- 3、議 題 **【講演テーマ】**
「育児・介護休業法改正に伴う
職場のモタハラに関する法的知識と裁判例等について」
 - ・ハラスメントについて（パワハラ・セクハラ・モラハラ・LGBT 等）
 - ・モタハラとは
 - ・モタハラに関する法律等
 - ・違法なモタハラとは
 - ・モタハラ裁判例
 - ・モタハラを防止するために
 - ・ケーススタディ
 講師：グッドライフ設計塾 代表 菅田 芳恵 氏
(特定社会保険労務士・産業カウンセラー)

以上

----- キ ----- リ ----- ト ----- リ ----- セ ----- ン -----

4 月第 2 部会出欠表（平成 29 年 4 月 18 日）

出 席	欠 席

会 社 名 _____

役職・お名前 _____



三重県経営者協会

〒 5 1 4 - 8 6 9 1 津市丸之内養正町 4 - 1 森永三重ビル 3 F

TEL 059-228-3557・3679 FAX 059-228-3710・3575